

有機溶剤作業主任者技能講習 案内書

法令根拠 講習内容

- 労働安全衛生法第14条では、労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものは、技能講習を修了した者のうちから作業主任者を選任し、作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならないと定められています。
- そして、労働安全衛生法施行令第6条第22号により、屋内作業場又はタンク、船倉内若しくは坑の内部その他の厚生労働省令で定める場所において、同施行令別表第6の2に掲げる有機溶剤(混合物で有機溶剤を重量の5%を超えて含有するものを含む。)を製造し、又は取り扱う業務で、厚生労働省令で定めるものに係る作業が、有機溶剤作業主任者を選任すべき作業であると定められています。
- この講習は、関係法令及び厚生労働大臣告示で定められた科目と時間数の講義により必要な知識と技能を習得し、その作業に従事させる際に必要となる有機溶剤作業主任者の資格を取得していただくためのものです。

申込方法

受付開始: 原則、開催日の2ヶ月前(その日が土・日、祝祭日の場合はその翌日)

申込締切: 開催日の2週間前(その日が土・日、祝祭日の場合はその前日)なお、定員に達した場合は締切日前でも締め切れます。

手続方法: 窓口申込、郵送申込(現金書留、銀行振込)
の方法があり、詳細はホームページを参照ください。



受講資格

特に制限はありません。

講習科目 講習時間

講習科目		時間
学科講習	有機溶剤による健康障害及びその予防に関する知識	4時間
	作業環境の改善方法に関する知識	4時間
	保護具に関する知識	2時間
	関係法令	2時間
修了試験	全ての講義終了後に実施	1時間
合計13時間 … この時間には休憩時間を含んでおりません。		
実際の講習では休憩時間を考慮した時間配分となっております。		

受講料

受講料(税込)	テキスト代(税込)	合計(税込)
9,900円	1,980円	11,880円

※キャンセルの場合の取扱いについては、協会ホームページをご確認ください。

修了証

全科目を受講し、修了試験に合格した方に対して、後日、修了証を交付いたします。